

堺市教育委員会 学務課長

就学援助金・支援学級等就学奨励費に係る
申請受付期間の延期について

平素は、本市の教育にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた学校園の臨時休業措置に伴い、4月15日（水）から予定しておりました「就学援助金 ※1」及び4月20日（月）から予定しておりました「支援学級等就学奨励費 ※2」の受付開始時期を5月以降に延期します。

受付の開始時期等詳しくは、学校再開後にお子さんを通じてお渡しするお知らせや堺市ホームページをご覧ください。

なお、小1・中1に支給する就学援助金の入学用品費（3月に入学準備金受給者を除く）につきましては、後日配布する通知の設定期限内に申請のあった方で、認定となった方を対象として支給する方向で現在調整中です。

※1 就学援助金

堺市では、公立の小・中学校（国立、支援学校は除く）に就学させるにあたって、経済的な理由により就学困難なご家庭にお子さんが学校で安心して勉強できるよう、学用品費や給食費（小学校）などの費用の一部を援助する制度をもうけています。

堺市ホームページ

(<http://www.city.sakai.lg.jp/smph/kosodate/kyoiku/tetsuzuki/hojo/iryohi.html>)

※2 支援学級等就学奨励費

次のいずれかに該当する場合、「堺市支援学級等就学奨励費」の対象となる場合があります。

（就学援助と就学奨励費の両方を申請することは可能です）

ただし、就学援助が認定された場合、重複する費目は支給対象外となります。

- ◆ 支援学級に在籍する方
- ◆ 通級指導教室へ他校通級（通常学級在籍者も含む）をしている方
- ◆ 通常の学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する方

堺市ホームページ

(<http://www.city.sakai.lg.jp/smph/kosodate/kyoiku/tetsuzuki/hojo/syuugakusyoreihi.html>)

問い合わせ先

堺市教育委員会 学務課 奨学係

Tel. 228-7485

Fax. 228-7256

Mail. kyogaku@city.sakai.lg.jp